

2024年4月

保護者各位

慶應義塾普通部  
部長 森上 和哲  
校医 康井 洋介

### 学校感染症第三種の取り扱いの変更について

健康手帳に記載してあります、「学校感染症の種類・出席停止期間」について、2024年度から、「感染症の種類」のうち第三種の記載を以下に変更いたします。

#### 第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症<sup>注2、注3</sup>

<注2>校医その他の医師の指示によるもの。

<注3>アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、とびひ(伝染性膿痂疹)などは出席停止の必要はないが、水泳などに参加できないことがある。

感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、A型肝炎による欠席後の登校再開時は、これまで学校感染症登校許可証明書の提出をお願いしておりました。これらの疾患は、罹病期間、および他の人へ感染させる期間の短いものが多く、個人の感染予防対策により学校内での感染症流行の予防が可能であるため、今後は学校感染症登校許可証明書の提出、および登校再開時面接を不要といたします。なお、上記の処置は、病状を含むその他の状況から、主治医が必要と判断した時に同書類を提出することを妨げるものではありません。

- \* 本書類は、健康手帳内に保管してください。
- \* 不明な点があれば、保健室までお問い合わせください。